

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款に基づき、本財団の役員報酬に関し必要な事項を定める。

(報酬支給の原則)

第2条 定款第26条に基づき、役員(理事、監事)に対しては、報酬を支給することができる。

(業務執行理事の報酬)

第3条 常勤の業務執行理事(代表理事、専務理事、常任理事)に対しては、評議員会において定める総額の範囲内と報酬等の支給基準に基づき算定した報酬を支給する。

- 2 報酬は、月俸および業績手当(年間最大3回支給)とする。
- 3 退職手当は支給しない。

(業務執行理事の報酬金額)

第4条 業務執行理事の報酬金額は、次の通りとし、予算遂行状況、業績等を勘案して、±(プラスマイナス)20%の範囲内で定める。

1、月俸

- | | |
|-------------|----------|
| (1)代表理事(会長) | 550,000円 |
| (2)専務理事 | 500,000円 |
| (3)常任理事 | 450,000円 |

2、業績手当

業績手当算出の基準額を、一律 300,000円とする。

(70歳以上の業務執行理事)

第5条 70歳時点で次の通りとする。

- 1、月俸額は、70歳時点の報酬の50%とする。
- 2、業績手当算出の基準額は、150,000円とする。

(支給金額等の決定)

第6条 支給金額は、本規定に基づき理事会で決定する。

2. 支給期日、計算方法、支給方法等、本規定に記述のない事項については、職員給与規則を準用する。

附則

この規定は平成25年5月31日から施行する。